



本動画はニューライフプラン講習会資料の退職互助部制度の説明です。
ニューライフプラン講習会資料に沿って説明を行いますので、お手元にご用意の上資料と併せてご覧ください。
なお、動画内でページ案内はしておりませんので、説明内容に合わせて各ページをお開きください。

◆退職後を豊かに過ごすためには

再任用後、63歳で退職し83歳までの自由時間

14時間(1日)×365日×20年 = **102,200時間**



- ・健康に関心を持ち、自分にあった健康法を継続する。
- ・病気の予防・早期発見・早期治療に努める。
- ・ホームドクターをもつ。
- ・自由時間を計画的に活用する。(趣味、スポーツ、資格取得など)
- ・これまでの知識や経験を生かす仕事(再就職)や研究を行う。
- ・地域社会とのかかわりなどボランティア活動へ参加する。
- ・毎月の生活費水準の検討、旅行・趣味の予算などの生活プランを立てる。
- ・家族のライフイベントも考慮し、医療保険の保障内容見直しも検討。
- ・退職金を安全・有利に運用する。



画面をご覧ください。

63歳で退職し、83歳で亡くなった場合の退職後20年間の自由時間ですが、1日の活動時間を14時間と仮定した場合、(K)約10万2千時間もあります。

これは大学卒業後就職し、定年退職されるまでの約40年間分の勤務時間を上回る時間といわれています。

また、退職後の豊かに過ごすためには、(K)「健康」、(K)「生きがい」、(K)「経済の安定」の3要素が大事であるといわれています。

この長い退職後の時間を心豊かに過ごすためにということで、資料に記載しておりますので、お時間があるときにぜひ目を通してみてください。

それでは、退職互助部の説明に入ります。

24時間-睡眠8時間-2時間(食事、風呂等)=14時間

◆退職互助部制度

終身にわたって退職後の生活を支援することを目的とした制度

〔1〕退職組合員の資格取得について

(1) 資格取得

① 退職組合員（本人）

45歳以上で退職した方で、退職互助部掛金を完納した方

※240回（20年間）

② 退職加入配偶者（配偶者）

配偶者として加入し、退職互助部掛金を完納した方

※240回（20年間）



(2) 権利とその期間

- ・退職組合員、退職加入配偶者ともそれぞれの独立した権利
- ・期間は終身



退職互助部制度とは、組合員とその配偶者の方の退職後の生活を終身にわたってサポートする制度です。加入は任意となっており、もし本人と配偶者の方が本当に退職互助部に加入されているかよくわからないという方は、事務の先生にきかれるか、互助組合の退職互助部班までご連絡ください。

(1) 退職組合員の資格取得について

45歳以上で退職し、退職互助部掛金を完納した方が、退職組合員資格取得届を提出すると、退職組合員の資格取得となり、退職互助部の各種事業の対象となります。

退職加入配偶者は、現職組合員の配偶者として加入されていた方が、組合員の退職に伴い、退職互助部掛金を完納し、退職組合員資格取得届を提出した方となります。

配偶者は、組合員本人が退職互助部に加入していれば、組合員本人が退職するまでの間、いつでも退職互助部に加入することが可能となっています。

未加入の配偶者を加入させたい方は、手続き方法をご案内しますので、退職されるまでに互助組合までご連絡ください。

(2) 権利とその期間ですが、

退職後は、退職組合員、退職加入配偶者は、同じ権利を持ち、終身資格です。

「退職加入配偶者」の給付や厚生事業の受給権利は組合員と同じです。

また、退職互助部の各種事業の対象は、現職事業と異なり、退職組合員および退職加入配偶者のみとなり、その他のご家族は対象外となります。

◆退職互助部制度

〔2〕事業内容（給付事業）

請求期限は、事由発生から3年



（1）医療補助金（請求が必要）

給付要件 健康保険証を使って病院（薬局）で支払った医療費の一部負担金が給付の対象です。
ただし、国又は地方公共団体等が負担する療養費は、控除します。

給付額 $(1 \text{ 件の一部負担金} - 1,500 \text{ 円}) \times 60\%$
※

※ 1件とは、医療保険、医療機関、外来・入院ごとに月別に分けたもの。
また、処方箋による調剤分は一つの医療機関として取り扱います。

計算例は、講習会資料（P78）を参照



退職互助部の事業の説明です。

事業内容の詳細を確認したい方は、ホームページの退職互助部のページをご覧ください。

また、退職後、退職組合員になられた方に「退職互助部ハンドブック」という、退職互助部事業の説明や請求様式、記入例、よくある質問等をまとめた冊子をお配りしておりますので、お手元に届いたときには必ずご確認ください。

（1）退職互助部のメイン事業である医療補助金です。

これは、現職時に自動で給付される療養費と同様のもので、病気やけがなどで健康保険証を使って、病院等で支払った医療費の一部負担された額が、給付の対象となります。

ただし、現職時のように自動給付ではありませんので、ご自身による請求が必要となります。

給付額などの例は資料をご確認ください。

◆退職互助部制度

人口一人当たり国民医療費

年齢	医療費 (概算額)
30～34	12.8万円
35～39	14.3万円
40～44	16.1万円
45～49	19.7万円
50～54	24.8万円
55～59	31.1万円
60～64	39.2万円
65～69	49.5万円
70～74	63.7万円
75～79	78.3万円
80～84	93.2万円
85～(歳)	108.3万円

(平成29年度厚生労働省調べ)

30歳代に比べると、60歳代の医療費が3～4倍になっている。

医療補助金事業のみの給付実績
(H31(R1)年度末時点)

退職互助部累計組合員数 22,160人

医療補助金給付者実数 16,987人
(76.7%)

給付者実数一人当たり
391,033円



この医療補助金ですが、
退職互助部組合員の約77%の方に利用していただいています。

というのも、医療費は、60歳以降増加する傾向があります。
退職後の備えの一つとして、退職互助部への加入と切替をお勧めしています。

人口一人当たり国民医療費をでは、
現職中に比べると、退職後の60代以降、医療費は倍増していくことが分かるかと思います。
後期高齢者となる、75歳以上では、78.3万円もの医療費がかかるということになります。

(ク) 右側の医療補助金事業の実績については、
これまで退職組合員になられた方が22,160人おられ、医療補助の給付を受けた方が約1万7千人で約77%の方が
この事業を受けておられます。

また、その方がたへ給付した額は一人当たり累計で約39万1千円となっています。

また、累計で100万円以上医療補助金の給付を受けている方も、全体の10%ちかくいらっしゃいます。

◆退職互助部制度

〔2〕事業内容（給付事業）



（2）長寿祝金（自動給付）

退職組合員又は、退職加入配偶者が77歳、88歳、99歳の年齢に達したとき、1万円の祝金を贈呈。

（3）弔慰金（遺族からの請求が必要）

退職組合員又は、退職加入配偶者がなくなられたとき、退職組合員期間に応じて、10万円～5千円を遺族に給付。



医療補助金以外の給付事業は、

該当年齢時に長寿の祝い金を贈呈する（ク）「長寿祝金」事業
亡くなられたときに遺族に対して給付をする（ク）「弔慰金」があります。

◆退職互助部制度

〔2〕事業内容（厚生事業）

（1）予防保健事業

検(健)診・ドック補助

補助対象：市町や医療機関が実施する
検(健)診やドック

補助額：年度15,000円を限度

（2）宿泊補助

1泊 2,000円 年度3泊まで

（3）福祉給付金

補助対象：身体障害者手帳1級・2級及び福祉医療費受給者証を所持する方

補助額：1万円／年度（自動給付）※ただし、届出は必要です。

（4）ふるさと便り

福岡以外の県外在住の方へ、
長崎の近況を内容とする「ふるさと便り」を送付

（5）広報紙の発行

「互助だより（退職互助部編）」を年3回発行
（発行月：5月、9月、3月）



先ほどの給付事業に加えて、厚生事業として

（1）各種検（健）診やドック等を受診された場合、その経費のうち年度15,000円を限度に補助する検（健）診ドック補助

（2）年度3泊まで、1泊につき2,000円の補助を行う指定旅館利用補助事業、

（3）障害者手帳を所持することで、医療補助金の対象とならない方向けに年度1万円を給付する福祉給付金

（4）福岡県以外の県外に在住する組合員へふるさと長崎の近況を紹介するふるさとだよりの発行

（5）年3回5、9、3月に発行する互助だよりがあります。

◆退職互助部制度

〔支部事業〕

支部	<ul style="list-style-type: none">・ 県内及び福岡に 16 支部があり、組合員相互の交流が図られている。・ 自主的な企画・運営で支部総会の開催や、地域の特徴を生かした厚生事業を実施。
事業	各種サークル活動、旅行など (資料の活動状況を参照)
活動	支部役員がボランティアで活動を計画、実施している。 <ul style="list-style-type: none">・ 支部総会・ 支部広報誌の作成・ 区・班活動



※H31年度長崎支部総会の様子

続いて、支部事業です。

現在、互助組合の支部は、県内外16の支部組織があり、各支部では、支部役員を中心に支部総会・支部事業など、自主的な企画・運営により地域とつながりのある諸活動や組合員相互の交流が行われています。

退職された後は、ぜひ、参加していただければと思います。

◆退職互助部制度

〔その他の事業〕



(1) 提携施設等割引事業（互助組合員会員証の利用）

提携施設を利用する際、互助組合員証を提示することにより割引・特典が受けられます。

また、指定旅館で利用補助券を利用しないときに、協定料金で宿泊できます。

【提携施設】・・・「互助組合のしおり（退職互助部編）」に記載

例 レジャー施設・ゴルフ場・スポーツクラブ・ボウリング場・カルチャー
はり、きゅう、マッサージ・旅行社・温泉、浴場・レンタカー・フェリー等

・退職組合員（本人）は、現職のときに配布した互助組合員会員証又は、モバイル会員証を引き続き利用できます。（退職加入配偶者には、退職時に退職関係書類とあわせて送付します。）

・互助組合員証を紛失・破損した場合は、申請により再発行ができますので、互助組合にご連絡ください。（100円分の切手が必要）



また、その他の事業として

会員証を利用した提携施設等割引事業を実施しています。

現職のときと同様、退職後も継続して受けることができます。

利用可能な提携施設については、「退職互助部ハンドブック」や会員証システム（互助組合のホームページからのリンク）でご案内をしております。

◆退職互助部制度

新退職組合員説明会の開催

開催時期	5月初旬～下旬の土曜日・日曜日（※離島地区は6月の平日に開催予定）
案内時期	4月中旬（退職互助部関係資料と合わせて送付）
対象者	退職組合員及び退職加入配偶者（退職組合員の配偶者含む）
説明内容	・退職後の医療保険制度、退職互助部事業の説明及び請求（申請）方法について ・実習（領収証サンプルによる医療補助金請求等） （実習は平成30年度より実施）
令和元年度実施会場 （計 8会場）	長崎商工会議所、佐世保市労働福祉センター、諫早商工会議所、島原文化会館、五島市福江文化会館、対馬市交流センター、壱岐の島ホール、新上五島町石油備蓄記念会館 （令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から未実施）

ご参加お待ちしております！！



最後にご案内です。

退職互助部新退職組合員を対象に、医療補助金請求書の記入方法など、具体的な実務についての説明会を5月上旬から、県下8会場で開催を予定しています。
離島4ヶ所は支部総会と同時開催となり、6月ごろ開催予定です。

新退職組合員あてに、4月中旬頃ご案内いたしますので、ぜひご出席くださいますようお願いいたします。

以上で退職互助部制度の説明を終わります。ご視聴ありがとうございました。